

| | |
|--|-------|
| (1) 国税庁ホームページを利用した申告書等の作成手順 | 3 |
| (2) 【事例1】 国税庁ホームページを利用して申告書等を作成する場合の具体的入力例 | 4～11 |
| (3) 確定申告書の記載手順（手書きの場合） | 12～13 |
| (4) 【事例2】 特定口座を利用していないケース | 14～21 |
| (5) 【事例3】 特定口座を利用しているケース | 22～27 |
| (6) 【事例4】 上場株式に係る譲渡損失を繰り越すケース | 28～33 |
| (7) 【事例5】 特定口座の譲渡損失を配当所得等から控除し翌年以後に繰り越すケース | 34～39 |
| (8) 【事例6】 前年分からの繰越譲渡損失を本年分の譲渡所得等及び配当所得等から控除するケース | 40～44 |
| (9) 【参考1】 令和5年分 株式等の譲渡所得等のあらまし | 45 |
| I 株式譲渡益課税のあらまし | 45 |
| II 取得費（取得価額） | 49 |
| III 譲渡所得等の金額及び税額の計算 | 51 |
| IV 上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例 | 52 |
| V 特定口座制度 | 54 |
| VI 国外転出時課税制度の概要 | 57 |
| VII 株式等に係る譲渡所得等のその他の特例 | 58 |
| VIII 上場株式等の配当等の課税関係 | 62 |
| (10) 【参考2】 給与所得金額の計算表など | 63 |

はじめに

- 有価証券の譲渡による所得のうち、株式等の譲渡に係るものは、原則として、株式等に係る譲渡所得等として申告分離課税の方法により課税されます。
- この冊子は、株式等に係る譲渡所得等に関する申告書の作成方法を記載しています。申告書の作成に当たっては、「令和5年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」（国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】からダウンロードできます。）と併せてご覧ください。
- 各種申告書、計算書、明細書及び手引き等は、国税庁ホームページからダウンロードできます。
- 申告書の提出は、e-Taxによる送信のほか、郵便や信書便により、住所地等の所轄税務署又は業務センターへの送付により行うことができます。申告書の送付先については、国税庁ホームページでご確認ください。
郵便又は信書便で送付する場合、通信日付印により表示された日を提出日とみなします。この日付が申告期限内となるよう、お早めにご送付ください。
詳しくは、「令和5年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」の1ページをご覧ください。
- 税務署の閉庁日（土・日曜・祝日等）は、通常、税務署での相談及び申告書の受付は行っていません。

送付先を調べる



注意点

- 株式等に係る譲渡所得等に対しては、**地方税（住民税）**も課税されます。
なお、所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した方は、原則として、改めて住民税や事業税の申告書を提出する必要はありません（住民税については57ページの「参考事項2」参照）。
- **あなた（株式等をお売りになった方）を控除の対象者として、「配偶者（特別）控除」、「扶養控除」の適用を受けている方がいる場合には**、あなたの合計所得金額（16ページ参照）によっては、これらの控除の適用が受けられないことがあります。特に、これらの控除を受けている方が給与所得者の場合は**ご注意ください**。
- 平成25年分から令和19年分まで、東日本大震災からの復興を図るための施策に必要な財源を確保するため、復興特別所得税（各年分の所得税額の2.1%）を所得税と併せて申告・納付することとされています。